

他の業法等の規制

- ・ 他の業法等による販売・勧誘規制①（金融庁所管法律） . . . 1
- ・ 他の業法等による販売・勧誘規制②（共管法律） . . . 3
- ・ 他の業法等による販売・勧誘規制③（他省庁所管法律） . . . 4
- ・ 各業法における適合性の原則 . . . 5
 - 1. 行為規制 . . . 6
 - 2. 体制整備等の措置義務 . . . 9

他の業法等による販売・勧誘規制①（金融庁所管法律）

法律	証券取引法				金融商品販売法	金融先物取引法	抵当証券業法	無尽業法	
規制対象	有価証券		有価証券デリバティブ取引	有価証券店頭デリバティブ取引	金融商品	金融先物取引	抵当証券	無尽	
参入規制	証券会社 (登録制)	証券仲介業者 (登録制)	証券会社 (登録制)	証券会社 (認可制)	—	金融先物取引業者 (登録制)	抵当証券業者 (登録制)	無尽会社 (免許制)	
最低資本金	28条の4①(2) 施行令15条 (5千万円以上)	—	28条の4①(2) 施行令15条 (5千万円以上)	29条の4(2) 施行令15条の3(1) (10億円以上)	—	59条①(2) 施行令9条① (5千万円以上)	6条①(2) 施行令3条 (1億円以上)	4条 (5千万円以上)	
純財産規制	28条の4①(3) 施行令15条 (5千万円以上)	—	28条の4①(3) 施行令15条 (5千万円以上)	29条の4(3) 施行令15条の3(1) (10億円以上)	—	59条①(3) 施行令9条① (5千万円以上)	6条①(7) 施行規則5の2①(1)イ (1億円以上)	—	
健全性基準	28条の4①(4)	—	28条の4①(4)	29条の4(4)	—	59条①(4)	—	—	
行為規制	行為規制府令4条(1) (表示規制)	仲介業者府令13条① (1)(表示規制)	行為規制府令4条(1) (表示規制)	行為規制府令4条(1) (表示規制)	—	68条・69条	14条	—	
事前説明義務	—	—	—	—	3条①	70条①	施行規則15条の2(2)	—	
事前書面交付義務	40条①	—	40条①	40条①	—	70条①	15条	—	
クーリングオフ	—	—	—	—	—	—	—	—	
禁止行為	虚偽情報・断定的 判断の提供	42条①(1)～(4)	66条の13(1)イ	42条①(1)～(4)	42条①(1)～(4)	—	76条(1)	—	
	損失補てん	42条の2	66条の14(42条の2準用)	42条の2	42条の2	—	76条(2)、施行規則 25条(2)・(3)	—	
	不招請勧誘(再勧誘)	—	—	—	—	—	76条(4) 76条(5)(再勧誘)	施行規則15条の2(1)ハ	
適合性の原則	43条(1)	66条の14(43条(1)準用)	43条(1)	43条(1)	—	77条(1)	—	—	
体制整備 等の措置 義務	説明義務	—	—	—	—	—	—	—	
	適合性の原則	—(※1)	—(※1)	—(※1)	—(※1)	8条 (勧誘方針の策定)	—(※1)	—(※1)	—(※1)

(注) 各業法等における規制は、上記に記載されたものに限られるわけではない。

(※1) 金融商品販売法8条が適用

他の業法等による販売・勧誘規制①（金融庁所管法律）

法律	銀行法	保険業法			信託業法			
規制対象	預金	保険			信託			
参入規制	銀行 (免許制)	保険会社 (免許制)	生命保険募集人 損害保険代理店 (登録制)	保険仲立人 (登録制)	信託会社(運用型) (免許制)	信託契約代理店 (登録制)	信託受益権販売業者 (登録制)	
最低資本金	5条② 施行令3条 (20億円以上)	6条② (10億円以上)	—	291条 施行令41条 (保証金原則4千万円以上)	5条②(2) 施行令3条 (原則1億円以上)	—	91条 施行令19条 (保証金1千万円以上)	
純財産規制	—	—	—	—	5条②(3) 施行令3条 (原則1億円以上)	—	—	
健全性基準	14条の2	130条	—	—	—	—	—	
行為規制	—	300条①(6)、施行規則234 条①(4)(表示規制)	300条①(6)、施行規則234 条①(4)(表示規制)	300条①(6)、施行規則234 条①(4)(表示規制)	施行規則30条(1) (表示規制)	施行規則77条(1) (表示規制)	施行規則99条(1) (表示規制)	
事前説明義務	12条の2①、施行 規則13の3①	300条①(1)・(4)	300条①(1)・(4)	297条・300条①(1)・(4)	25条 (対面説明義務)	76条(25条準用) (対面説明義務)	94条 (対面説明義務)	
事前書面交付義務	12条の2①、施行 規則13の3①(4)	施行規則234条①(6) (※3)	施行規則234条①(6)・ (8)~(10)(※3)	施行規則234条①(6)・ (8)~(10)(※3)	—	—	—	
クーリングオフ	—	309条	309条	309条	—	—	—	
禁止行為	虚偽情報・断定的 判断の提供	13条の3(1)・(2)(※2)	300条①(1)・(7)	300条①(1)・(7)	300条①(1)・(7)	24条①(1)・(2)	76条(24条①(1)・(2)準用)	96条(24条①(1)・(2)準用)
	損失補てん	—	300条①(5)、施行規則234 条①(1)(特別利益の提 供)	300条①(5)、施行規則234 条①(1)(特別利益の提 供)	300条①(5)、施行規則234 条①(1)(特別利益の提 供)	24条①(4)	76条(24条①(4)準用)	96条(24条①(4)準用)
	不招請勧誘(再勧誘)	—	—	—	—	—	—	
適合性の原則	—	—	—	—	24条②	76条(24条②準用)	96条(24条②準用)	
体制整備 等の措置	説明義務	12条の2②	100条の2	—	—	—	—	
義務	適合性の原則	12条の2②、施行 規則13条の7(※1)	100条の2、施行規 則53条の7(※1)	—(※1)	—(※1)	—(※1)	—(※1)	

(注) 各業法等における規制は、上記に記載されたものに限られるわけではない。

(※1) 金融商品販売法8条が適用

(※2) 第163回国会において成立した「銀行法等の一部を改正する法律」において新設

(※3) 本年12月1日施行予定

他の業法等による販売・勧誘規制②（共管法律）

法律	商品ファンド法	不動産特定共同事業法	農業協同組合法	中小企業等協同組合法
規制対象	商品投資契約 商品投資受益権	不動産特定共同事業契約	貯金	共済
参入規制	商品投資販売業者 (許可制)	不動産特定共同事業者 (許可制)	農業協同組合 (承認制)	火災共済協同組合 (認可制)
最低資本金(出資の総額)	6条①(1) (原則1千万円以上)	7条(1)、施行令4条 (原則1億円以上)	10条の2② (原則1億円以上)	25条① (原則2百万円以上)
純財産規制	許可命令6条の2①(1)イ (原則1千万円以上)	7条(2) (資本又は出資の額の90%以上)	—	—
健全性基準	—	—	11条の2	—
行為規制				
広告規制	15条	18条	—	9条の7の5(保険業法300条①(6)準用)、施行規則1の5の4(3)(表示規制)
事前説明義務	—	24条① (対面説明義務)	11条の3①、信用事業命令11①	9条の7の5②(保険業法300条①(1)・(4)準用)
事前書面交付義務	16条	24条①	11条の3①、信用事業命令11①(4)	—
クーリングオフ	19条	26条	—	—
禁止行為	虚偽情報・断定的判断の提供	23条・24条(1)	20条・21条①	9条の7の5②(保険業法300条①(1)・(7)準用)
	損失補てん	24条(2)	施行規則19条(1) (特別利益の提供)	9条の7の5②(保険業法300条①(5)準用)、施行規則1の5の4(1)(特別利益の提供)
	不招請勧誘(再勧誘)	販売業者業務命令7条(7) (再勧誘)	施行規則19条(3) (再勧誘)	—
適合性の原則	販売業者業務命令7条(3)	施行規則19条(4)	—	—
体制整備等の措置義務				
説明義務	—	—	11条の3②	—
適合性の原則	—(※1)	—(※1)	11条の3②、信用事業命令15条(※1)	—(※1)

(注) 各業法等における規制は、上記に記載されたものに限られるわけではない。

(※1) 金融商品販売法8条が適用

他の業法等による販売・勧誘規制③（他省庁所管法律）

法律	商品取引所法	海外商品市場における先物取引の受託等に関する法律	農業協同組合法	消費生活協同組合法	中小企業等協同組合法	
規制対象	商品先物取引	海外先物契約	共済	共済	共済	
参入規制	商品取引員（許可制）	海外商品取引業者	農業協同組合（承認制）	消費生活協同組合（認可制）	事業協同組合（※2）（認可制）	
	最低資本金（出資の総額）	—	10条の2②（原則1億円以上）	—	—	
	純財産規制	193条②、施行規則81条（1億円以上）	—	—	—	
	健全性基準	211条、施行規則100条	11条の8	—	—	
行為規制	広告規制	施行規則103条(8)（表示規制）	—	施行規則22条(5)・(10)（表示規制）	—	
	事前説明義務	218条①	—	11条の10(1)、施行規則22条(1)	—	
	事前書面交付義務	217条①	4条	—	—	
	クーリングオフ	—	8条	11条の9	—	
	禁止行為	虚偽情報・断定的判断の提供	214条(1)	9条・10条(1)	11条の10(1)、施行規則22条(6)	—
		損失補てん	214条(2)	10条(2)	施行規則22条(3)・(4)（特別利益の提供）	—
		不招請勧誘(再勧誘)	214条(5)、施行規則103条(7)（再勧誘）	施行規則8条(1)（再勧誘）	—	—
	適合性の原則	215条	—	—	—	
体制整備等の措置義務	説明義務	—	—	11条の12	—	
	適合性の原則	—	—	11条の12、施行規則30条（※1）	—（※1）	

（注）各業法等における規制は、上記に記載されたものに限られるわけではない。

（※1）金融商品販売法8条が適用

（※2）現在、共済事業に係る規制の見直しを行うための法改正について検討中

各業法における適合性の原則

1. 行為規制

- 証券取引法第 43 条第 1 号、第 66 条の 14
- 金融先物取引法第 77 条第 1 号
- 信託業法第 24 条第 2 項、第 76 条、第 96 条
- 商品投資に係る事業の規制に関する法律第 24 条第 3 号、商品投資販売業者の業務に関する命令第 7 条第 3 号
- 不動産特定共同事業法第 21 条第 3 項、不動産特定共同事業法施行規則第 19 条第 4 号
- 商品取引所法第 215 条

2. 体制整備等の措置義務

- 金融商品の販売等に関する法律第 8 条
- 銀行法第 12 条の 2 第 2 項、銀行法施行規則第 13 条の 7
- 保険業法第 100 条の 2、保険業法施行規則第 53 条の 7
- 農業協同組合法第 11 条の 3 第 2 項、第 11 条の 12、農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令第 15 条、農業協同組合法施行規則第 30 条

各業法における適合性の原則 (行為規制)

証券取引法

第四十三条 証券会社は、業務の状況が次の各号のいずれかに該当することのないように、業務を営まなければならない。

- 一 有価証券の買付け若しくは売付け若しくはその委託等、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引若しくは外国市場証券先物取引の委託又は有価証券店頭デリバティブ取引若しくはその委託等について、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行つて投資者の保護に欠けることとなつており、又は欠けることとなるおそれがあること。

二 (略)

第六十六条の十四 第四十二条の二第一項、第三項及び第五項並びに第四十三条の規定は証券仲介業者について、第四十二条の二第二項及び第四項の規定は証券仲介業者の顧客について、それぞれ準用する。この場合において、同条第三項中「当該証券会社が」とあるのは、「当該証券仲介業者の所属証券会社等が」と読み替えるものとするほか、必要な技術的読替えは、政令で定める。

金融先物取引法

(適合性の原則等)

第七十七条 金融先物取引業者は、業務の状況が次の各号のいずれかに該当することのないように、業務を行わなければならない。

- 一 顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる受託契約等の締結の勧誘を行つて顧客の保護に欠けることとなつており、又は欠けることとなるおそれがあること。

二 (略)

信託業法

(信託の引受けに係る行為準則)

第二十四条 (略)

2 信託会社は、委託者の知識、経験及び財産の状況に照らして適切な信託の引受

けを行い、委託者の保護に欠けることのないように業務を営まなければならない。

(準用)

第七十六条 第二十四条及び第二十五条の規定は、信託契約代理店が行う信託契約の締結の代理又は媒介について準用する。この場合において、同条中「当該信託会社」とあるのは、「受託者」と読み替えるものとする。

(行為準則の準用)

第九十六条 第二十四条の規定は、信託受益権販売業者が顧客に対して行う信託受益権の販売等について準用する。

商品投資に係る事業の規制に関する法律

(不当な勧誘等の禁止)

第二十四条 商品投資販売業者又はその代理人、使用人その他の従業者は、次に掲げる行為をしてはならない。

一・二 (略)

三 前二号に掲げるもののほか、商品投資販売業に関する行為であつて、投資者の保護に欠けるものとして主務省令で定めるもの

商品投資販売業者の業務に関する命令

(投資者の保護に欠ける禁止行為)

第七条 法第二十四条第三号の主務省令で定めるものは、次に掲げる行為とする。

一・二 (略)

三 顧客が被る損失の範囲について十分な知識を有しない顧客に対し、商品投資契約等の締結又は更新をする行為

四～九 (略)

不動産特定共同事業法

第二十一条 (略)

2 (略)

3 不動産特定共同事業者等は、前二項に定めるもののほか、不動産特定共同事業契約の締結の勧誘又は解除の妨げに関する行為であつて、相手方又は事業参加者の保護に欠けるものとして主務省令で定めるものをしてはならない。

不動産特定共同事業法施行規則

(相手方又は事業参加者の保護に欠ける行為)

第十九条 法第二十一条第三項の主務省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一～三 (略)

四 事業参加者が被る損失の範囲について十分な知識を有しない顧客に対し、不動産特定共同事業契約の締結又は更新の勧誘をする行為

五・六 (略)

商品取引所法

(適合性の原則)

第二百十五条 商品取引員は、顧客の知識、経験及び財産の状況に照らして不相当と認められる勧誘を行つて委託者の保護に欠け、又は欠けることとなるおそれがないように、商品取引受託業務を営まなければならない。

各業法における適合性の原則 (体制整備等の措置義務)

金融商品の販売等に関する法律

(勧誘方針の策定等)

第八条 金融商品販売業者等は、業として行う金融商品の販売等に係る勧誘をしようとするときは、あらかじめ、当該勧誘に関する方針(以下「勧誘方針」という。)を定めなければならない。ただし、当該金融商品販売業者等が、国、地方公共団体その他勧誘の適正を欠くおそれがないと認められる者として政令で定める者である場合又は特定顧客のみを顧客とする金融商品販売業者等である場合は、この限りでない。

2 勧誘方針においては、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 勧誘の対象となる者の知識、経験及び財産の状況に照らし配慮すべき事項
- 二 勧誘の方法及び時間帯に関し勧誘の対象となる者に対し配慮すべき事項
- 三 前二号に掲げるもののほか、勧誘の適正の確保に関する事項

3 金融商品販売業者等は、第一項の規定により勧誘方針を定めたときは、政令で定める方法により、速やかに、これを公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

銀行法

(預金者等に対する情報の提供等)

第十二条の二 (略)

2 前項及び他の法律に定めるもののほか、銀行は、内閣府令で定めるところにより、その業務に係る重要な事項の顧客への説明その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

銀行法施行規則

(社内規則等)

第十三条の七 銀行は、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明を含む。)に関する社内規則等(社内規則その他

これに準ずるものをいう。以下この条において同じ。)を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

保険業法

(業務運営に関する措置)

第一百条の二 保険会社は、その業務に関し、この法律又は他の法律に別段の定めがあるものを除くほか、内閣府令で定めるところにより、その業務に係る重要な事項の顧客への説明その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

保険業法施行規則

(社内規則等)

第五十三条の七 保険会社は、法第九十七条、第九十八条又は第九十九条の規定に基づく業務を営む場合においては、これらの業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の顧客への説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明を含む。)に関する社内規則等(社内規則その他これに準ずるものをいう。)を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

農業協同組合法

第十一条の三 (略)

② 前項及び他の法律に定めるもののほか、同項の組合は、主務省令で定めるところにより、その信用事業に係る重要な事項の利用者への説明その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

第十一条の十二 第十条第一項第十号の事業を行う組合は、この法律及び他の法律に定めるもののほか、農林水産省令で定めるところにより、その共済事業に係る重要な事項の利用者への説明その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならない。

農業協同組合及び農業協同組合連合会の信用事業に関する命令

(内部規則等)

第十五条 組合は、信用事業(法第十条第一項第二号及び第三号の事業(これらの事業に附帯する事業を含む。))並びに第六項から第九項までの事業をいう。以下同じ。)の内容及び方法に応じ、利用者の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の利用者に対する説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明を含む。)に関する内部規則等(内部規則その他これに準ずるものをいう。以下この条において同じ。)を定めるとともに、職員に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

農業協同組合法施行規則

(法第十条第一項第十号の事業を行う組合の内部規則等)

第三十条 法第十条第一項第十号の事業を行う組合は、共済事業の内容及び方法に応じ、利用者の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項の利用者への説明その他の健全かつ適切な共済事業の運営を確保するための措置(書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明を含む。)に関する内部規則等(内部規則その他これに準ずるものをいう。以下同じ。)を定めるとともに、役員又は使用人に対する研修その他の当該内部規則等に基づいて共済事業が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。